

令和4年度進捗評価シート
京都市歴史的風致維持向上計画（2期）（令和3年3月29日認定）

□進捗評価シート(様式1)

①組織体制(様式1-1)	R3進捗評価
1 京都市歴史まちづくり推進会議及び庁内連絡会	1
②重点区域における良好な景観を形成する施策(様式1-2)	
1 新景観政策の取組	2
2 京町家保全・継承に関する取組	3
3 景観重要建造物・歴史的風致形成建造物の指定	4
4 “京都を彩る建物や庭園”制度	5
5 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度	6
③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項(様式1-3) [歴史的建造物の積極的な保全・活用と継承支援]	
1 名勝無鄰庵庭園の整備	7
2 京都市指定登録文化財修理工等助成事業	8
3 “京都を彩る建物や庭園”修理事業	9
4 文化財の重点的修理推進事業	10
5 市指定文化財防災対策重点強化事業	11
6 伝統的建造物群保存事業	12
7 歴史的町並み再生事業(歴史的景観保全修景地区)	13
8 歴史的町並み再生事業(界隈い景観整備地区)	14
9 歴史的町並み再生事業(歴史的意匠建造物)	15
10 歴史的町並み再生事業(景観重要建造物)	16
11 歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物)	17
歴史的風致形成建造物の整備事業(京都市役所本庁舎再整備)	R3事業完了
12 歴史的建造物等の保全に向けた専門家派遣事業	18
13 指定京町家改修補助金	19
14 京町家改修助成事業(京町家まちづくりファンド)	20
15 木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業	21
まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業	予算措置なし
16 空き家対策推進事業	22
17 京都市歴史的建築物保存活用計画作成支援事業	23
18 京町家マッチング制度	24
歴史的町並みの保全・向上]	
道路修景整備事業 三条周辺地区	予算措置なし
道路修景整備事業 清水周辺地区	予算措置なし
道路修景整備事業 清水・祇園地区	R3事業完了
歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業	予算措置なし
19 文化首都・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出	25
20 無電柱化等事業	26
都市公園事業【円山公園】名勝円山公園再整備(修復)事業	R2事業完了
都市公園事業【淀城跡公園】	予算措置なし
21 高瀬川再生プロジェクト	27
22 三条大橋再整備事業	R4新規事業
史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業	R3事業完了
23 史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園整備事業	R3新規事業
24 上ノ山古墳史跡公園整備事業	R3新規事業
25 名所説明立札等充実整備事業	R3記載漏れ
26 寺社等及びその周辺の歴史的景観の保全(景観デザインレビュー制度の運用)	32
歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物の道路等)	予算措置なし
屋外広告物適正化推進事業、広告景観づくり補助金交付制度、屋外広告物の簡	予算措置なし
27 市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(屋外広告物の木質化支援)	33
28 市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(うち非住宅施設の木造・木質化支援)	34
29 雨庭整備事業	35
歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上]	
30 景観形成推進事業	36
31 「歩いて楽しいまちなみ戦略」の推進	37
32 観光地交通対策	38
33 歴史的風土特別保存地区内の土地買入、施設整備及び維持管理	39
横断防止柵等への間伐材活用事業	予算措置なし
34 四季・彩りの森復活プロジェクト	40
35 「京都伝統文化の森」推進事業	41

[地域力を活かした歴史まちづくりの取組支援]		
地域との協働による歴史的資産周辺の景観情報(プロファイル)作成		予算措置なし
36	地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援	42
37	官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進(岡崎地域)	43
38	西陣を中心とした地域の活性化	44
39	各区の歴史文化を活かしたまちづくりへの取組支援事業 (北区「WAのこころ」創生事業)	45、46
40	各区の歴史文化を活かしたまちづくりへの取組支援事業 (左京・地域ゆかりの文化 発信・継承プロジェクト)	47、48
各区の歴史文化を活かしたまちづくりへの取組支援事業 (山科区明史跡の探訪等事業)		R2事業終了
41	防災まちづくり活動支援事業	49
42	防災まちづくり推進事業	50
43	細街路対策事業	51
[文化芸術・伝統産業の継承・後継者の育成]		
44	「伝統産業の日」年間を通じた魅力発信事業(旧事業名:「伝統産業の日」関連	52
45	京都伝統産業ミュージアムを核とした伝統産業振興事業(旧事業名:京都市伝統 産業ミュージアムの運営)	53
46	京の「匠」ふれあい事業	54
47	市民狂言会	55
48	京都薪能	56
49	京都市伝統産業技術功労者顕彰制度、京都市伝統産業技術後継者育成制度、 京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度	57
50	花街の伝統芸能保存育成事業	58
51	葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	59
52	伝統芸能文化創生プロジェクト	60
[市民生活と調和した観光政策の推進]		
53	安心・安全な京都観光のための情報発信 (旧事業名:観光地の混雑状況の発信)	61
54	観光案内標識設置事業	62
55	地域と連携した観光課題解決等推進事業	R3記載漏れ 63
[その他歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業]		
京都・花灯路		R3事業終了
56	魅力ある夜間景観づくり	64
57	世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大	65
④文化財の保存又は活用に関する事項(様式1-4)		
1	文化財の調査及び指定・登録について	66
2	文化財の修理、防災防犯対策、周辺環境の整備	67、68
3	文化財の保存及び活用の普及啓発について	69
⑤効果・影響等に関する報道(様式1-5)		
1	効果・影響等に関する報道	70、71
⑥その他(効果等)(様式1-6)		
1	「京都市の歴史的建造物」パンフレット印刷・販売	72
2	Arts Aid Kyotoによる京都の文化財保存支援	73
□法定協議会等におけるコメントシート(様式2)		74

進捗評価シート

(様式1-1)

評価軸①-1

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和4年度		
	現在の状況			
京都市歴史まちづくり推進会議及び府内連絡会		<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手		
計画に記載している内容	「認定計画の推進及び連絡調整、認定計画の変更に関する協議、歴史まちづくりに関する周知、啓発及び推進に関する事項、歴史的風致形成建造物指定に係る意見聴取」を主な役割として法定協議会を設置し、協議会をプラットフォームとして京都の歴史まちづくりを推進。市内部には府内連絡会議を設置。			
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で				
<p>■令和4年度第1回京都市歴史まちづくり推進会議(令和4年5月27日～令和4年6月1日)※オンライン・書面会議併用 →令和3年度実績及び計画の進行管理・評価(書面による意見聴取) →歴史的風致形成建造物指定に係る意見聴取(非公開)。 ・17件の歴史的風致形成建造物指定候補について意見を伺う。</p> <p>■令和4年度第2回京都市歴史まちづくり推進会議(令和5年2月21日(火)～令和5年3月3日(金))※書面会議 →令和4年度末の計画変更(書面による意見聴取) ・令和4年度末計画変更内容について意見を伺う。</p>				
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)			
<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	・持続可能な歴史的風致形成建造物の指定のための組織体制構築や運用手法の確立 が課題			
状況を示す写真や資料等				
資料なし				

進捗評価シート

(様式1-2)

評価軸②-1

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和4年度		
	現在の状況			
新景観政策の取組		<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手		
計画に記載している内容		<p>(1)重点区域における都市計画との連携: 重点区域の大部分は市街化区域で、一部が市街化調整区域であり、重点区域内では、一部の市街化調整区域を除きほぼ全域に高度地区を指定している。また、重点区域には景観地区(美観地区、美観形成地区)や建造物修景地区の全域を含んでおり、伝統的建造物群保存地区は4地区指定している。</p> <p>(2)景観計画との連携: 重点区域は全域が景観計画区域であり、景観計画において景観に関する基本方針等が定められている。</p> <p>(3)市条例との連携: 京都市市街地景観整備条例により、歴史的景観保全修景地区3地区、界わい景観整備地区8地区を指定しており、良好な景観の形成に努めている。また、京都市眺望景観創生条例により眺望空間における建造物の標高や形態・意匠・色彩等についての規制を行っている。さらに、京都市屋外広告物等に関する条例により、広告物に対する規制を行っている。</p> <p>平成23年4月より、「市民とともに創造する景観づくりに関する仕組みの整備」「デザイン基準の更なる充実」「優れた建築計画の誘導」「申請手続きの見直し、基準の明文化」を柱として、景観政策を進化させている。</p>		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で				
<p>本市では、50年後、100年後も光り輝く京都の景観づくりを目指し、①建築物の高さ規制の見直し、②建築物のデザイン規制の見直し、③眺望景観や借景の保全の取組、④屋外広告物対策の強化、⑤歴史的な町並みの保全・再生を5つの柱として、平成19年9月より、新景観政策を実施している。</p> <p>新景観政策を実施して以降、京都の景観がどのように保全・再生・創造されているのか、さらに、新景観政策がどのような影響を与えているのかなどを様々な角度から検証し、継続的に政策を進化させていくこととしている。</p>				
<p><input type="checkbox"/>魅力ある夜間景観づくり</p> <p>市民、事業者、行政が協働してより魅力的な夜間景観づくりを進めていくための誘導指針「京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針」を令和4年3月に策定した。</p>				
<p><input type="checkbox"/>地域景観づくり協議会制度</p> <p>地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を、「地域景観づくり協議会」として市長が認定しており、定められた地区内において建築等をしようとする事業者は、市への景観関係の手続(美観地区の認定や屋外広告物の許可等)に先立ち、建築等の計画内容について協議会と意見交換を行うことを義務付けている。令和4年度末時点で14地域の協議会を認定している。</p>				
【歴史的風致・基本方針との関係】京都の優れた景観を保全・再生するための景観政策をさらに進化させ運用していくことにより、歴史的建造物を取り巻く町並みの整備が進み、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。				
地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を認定し、建築計画時に意見交換を義務付けることで、地域力を活用しながら、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。				
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)			
<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	<p>引き続き、社会経済情勢の変化を勘案しつつ、都市計画及び条例等の施行の状況について検討を加え、必要に応じて対応する。</p>			
状況を示す写真や資料等				
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>地域景観づくり協議会として認定した 地域の町並み (祇園町南側地区)</p> </div> </div>				

進捗評価シート

(様式1-2)

評価軸②-2

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和4年度						
	現在の状況	実施済 実施中 未着手						
京町家の保全・継承に関する取組								
歴史遺産の周辺には、京町家をはじめとする歴史的建造物が点在し、風情ある町並み景観を形成するとともに、伝統文化や伝統技術を継承するうえにおいても重要な役割を果たしており、積極的にこれらの建造物の保全・再生を図る。								
歴史遺産の周辺にある歴史的建造物については、京都市独自の歴史的景観保全修景地区及び界隈の景観整備地区的両制度や街並み環境整備事業制度の活用、京都市独自の指定制度である歴史的意匠建造物や景観重要建造物の指定により、京町家などの伝統的な建造物による町並みの保全・整備を推進してきたが、これまでの取組を歴史まちづくりの一環として捉え、更なる歴史的建造物の保全・整備を推進する。								
京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していく所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組づくりの検討などを図る。【頁3-12】								
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で								
平成29年11月に制定した「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」において、趣ある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めるための地区や個別の京町家を指定する制度や、京町家の解体を含めた処分を検討される際に市に届出し、保全・継承に繋げる仕組みを定めた。								
また、平成31年2月には、取組を総合的に推進するための「京都市京町家保全・継承推進計画」を策定し、条例に基づく地区や個別の京町家の指定、指定された京町家を対象とした改修や維持修繕に対する助成や事業者団体と連携した、京町家の所有者に対する活用方法の提案や活用希望者等とのマッチング(京町家マッチング制度)など、京町家の保全・継承に向けた支援を行っている。								
(参考)(令和5年3月末時点)								
・指定地区: 19地区、個別指定京町家: 1,277件(累計) ・指定京町家改修補助金交付件数: 74件、個別指定京町家維持修繕補助金交付件数: 10件 ・京町家マッチング制度の利用件数: 51件(累計)								
【歴史的風致・基本方針との関係】京町家等は「ハレとケのまち京都」の歴史的風致の重要な構成要素であり、全ての歴史的風致の基盤を支える要素である。これらの京町家等を住まいとして活用するために必要な取組であり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。								
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)							
■計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない	条例に基づく指定の拡大、京町家の改修や維持修繕に対する助成制度や京町家マッチング制度などの利用の促進を図っていく。							
状況を示す写真や資料等								
令和4年度に指定した京町家保全継承地区		伏見街道(直違橋通)京町家保全継承						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古門前通元町京町家保全継承地区</td> <td>令和4年12月1日</td> </tr> <tr> <td>伏見街道(直違橋通)京町家保全継承地区</td> <td>令和5年3月17日</td> </tr> </tbody> </table> 			地区名	指定年月日	古門前通元町京町家保全継承地区	令和4年12月1日	伏見街道(直違橋通)京町家保全継承地区	令和5年3月17日
地区名	指定年月日							
古門前通元町京町家保全継承地区	令和4年12月1日							
伏見街道(直違橋通)京町家保全継承地区	令和5年3月17日							

進捗評価シート

(様式1-2)

評価軸②-3

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度 令和4年度

項目

景観重要建造物・歴史的風致形成建造物の指定

計画に記載している内容

歴史的風致形成建造物や景観重要建造物の指定を推進し歴史的建造物の保全・整備を推進。【頁7-1】

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付

- 歴史的風致形成建造物、景観重要建造物の新規指定。
- 歴史的風致形成建造物新規指定: 16件(内、景観重要建造物との重ね指定1件)
- 景観重要建造物新規指定: 3件(内、歴史的風致形成建造物との重ね指定1件)

【歴史的風致・基本方針との関係】歴史遺産及びその周辺にある歴史的建造物を面又は点で指定し保全する取組により、地域の歴史的な様式の保全や、市街地景観の整備に繋がり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

■計画の進捗に影響あり
□計画の進捗に影響なし

2期計画では重点区域を拡大、積極的に歴史的風致形成建造物や景観重要建造物の指定を進める。

状況を示す写真や資料等

令和4年度	2-29	上田邸	下京区	仏光寺通新町東入 糸屋町220番、222番
	2-30	貝葉書院(河村邸)	中京区	二条通河原町東入櫛之口町402番、401番2
	2-31	矢田寺	中京区	寺町通三条上る天性寺前町523番5
	2-32	御陵阿弥陀寺	山科区	御陵天徳町19番の一部
	2-33	藤森神社	伏見区	深草鳥居崎町609番
	2-34	山本家雲錦亭	北区	上賀茂竹ヶ鼻町14番、14番1
	2-35	太子山町会所	下京区	油小路仏光寺下る太子山町607番
	2-36	祇園ない簾	東山区	大和大路通四条下る亀井町42番
	2-37	紫竹船越邸	北区	紫竹西北町7番1、1番2
	2-38	井ノ口邸	中京区	新町通六角下る六角町354番・355番1合地
	2-39	東山堀井邸及び借家	東山区	本町通五条上る森下町536番
	2-40	如水町保田邸	上京区	黒門通一条東入如水町69番
	2-41	壬生南邸	中京区	壬生森前町29番90、29番14
	2-42	八木美術店	東山区	新門前通西之町234番
	123	岡墨光堂	中京区	高小路通三条上る福長町113番・115番・117番合地、117番1-118番
	124	若王子服部邸及び借家	左京区	若王子町29番、27番、27番1、29番1、29番2
	125	鞍馬寺仁王門	左京区	鞍馬本町1074番地の一部
	126	吉田山荘	左京区	吉田下大路町59番地1、岡崎真如堂前町6番地2

歴史的風致形成建造物・景観重要建造物 令和4年度指定一覧



岡墨光堂 景観・歴風



矢田寺 歴風

進捗評価シート

(様式1-2)

評価軸②-4

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度 令和4年度	現在の状況	
“京都を彩る建物や庭園”制度		<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手	
計画に記載 京都の財産として残したい建物や庭園を市民から募集し、維持・継承、活用を図る取組を推進する。【頁1-2 している内容 5】			
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
<p>“京都を彩る建物や庭園”選定件数 (令和4年度)24件 (累計)587件 “京都を彩る建物や庭園”認定件数 (令和4年度)17件 (累計)215件 選定物件一覧(公表同意をいただいたいるもの)は https://kyoto-irodoru.com/ で公開。 また、選定物件の各所有者が抱える悩みや知恵を共有できる機会を提供する「所有者交流会」を、平成26年3月から毎年開催。 平成26年11月には、認定物件について、文化財指定登録等を受け、更なる維持・継承の確実性を高めていくことを目的として、歴史的資産が持つ価値の保全、再生を図るために改修費の助成を行う“京都を彩る建物や庭園”ランクアップ事業を創設し、平成26年度から29年度までの4箇年で、8件の助成を行った。 平成30年度から、選定(公開物件)・認定物件の保存を支援するため、彩る建物や庭園修理事業を開始し、令和4年度は13件の補助事業を実施した。(同制度創設に伴い、ランクアップ助成制度は廃止)</p>			
【歴史的風致・基本方針との関係】これまで指定・登録され、保全が図られている歴史的建造物だけでなく、市民目線の残すべき建造物等について、保全・継承を図ることにより、地域の歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進され、計画の進捗に大きく影響する。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない		個人所有の物件について、相続問題や維持管理の経済的負担による消失の可能性が高いことから、歴史的建造物関連部局への情報提供や相談等により連携して対応していく。	
状況を示す写真や資料等			
<p>(制度概要)</p> <p>市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物と庭園を公募によりリスト化・公表し、市民ぐるみで残そうという気運を高めるとともに、様々な活用を進めることなどにより、維持・継承を図る。(京都の財産として残したい建物や庭園を市民から募集し、“京都を彩る建物や庭園”審査会で審査し、審査会で制度の要件に合致していると認められたもののうち、所有者の同意を得られたものを選定する。選定されたもののうち、審査会において特に価値が高いと評価されたものについて認定する。</p>			
令和4年度選定・認定物件			
			
選定「京都YWCAサマリア館」(上京区)		認定「旧九条湯」(南区)	

進捗評価シート

(様式1-2)

評価軸②-5

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度 令和4年度	現在の状況		
まち・ひと・こころが織り成す京都遺産制度		<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手		
計画に記載 京都の地域社会、文化遺産を支える人や匠の技、精神性などに基づくテーマでまとめ、集合体として認定する。している内容 【頁1-25】				
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で 平成28年1月に制度を創設した。 令和4年度には、京都遺産制度普及のため、所管しているアプリ「京都遺産めぐり」においてデジタルスタンプラリーコースを追加。令和5年度には、さらなる京都遺産制度の普及・活用のため、「源氏物語と平安京の魅力発信事業」においてコースを追加予定。				
【歴史的風致・基本方針との関係】文化遺産を集合体として認定することで、文化芸術を活かしたまちづくり、さらには歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。				
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
■計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない	観光振興、京都らしい景観まちづくりにつなげていくため、認定した文化遺産の維持、継承、活用のための情報発信、普及啓発を行っていく。			
状況を示す写真や資料等				
●デジタルスタンプラリーに取り入れた主な構成遺産				
				
錦市場	醍醐寺三宝院庭園	六角堂		
				
京町家	室町通	膏薬辻子		